

平成19年度 水田農業構造改革交付金産地づくり計画書

尾張旭市水田農業推進協議会

1 共通事項

- (1) 本協議会の範囲  
尾張旭市
- (2) 助成対象となり得る水田等の確認方法  
水田台帳、過去の生産調整実績等  
(畦畔、はざ間等が含まれない田本地面積であるかどうか。)
- (3) 生産調整実施者の確認方法  
本協議会による現地確認又は農業共済組合から提供された情報
- (4) 集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者の確認方法  
東海農政局(消費・安全部地域1課)から提供された情報
- (5) 同一年度内に、同一圃場において複数の用途に取り組んだ場合及びひとつの取組で複数の用途の定められたそれぞれの要件の全てを満たす場合における取扱い  
地域特産物(いちじく・プチヴェール)の栽培及び販売、に対する助成のみであり、  
該当なし
- (6) その他の共通事項

2 産地づくり事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業及び産地づくり特別加算事業

(1) 総括表

(単位:円)

		都道府県協議 会からの配分 額	活 用 額				
			産地づくり事 業	産地づくり特別加算事業		稲作構造改革 促進事業	担い手集積加 算事業
				稲作構造改革 促進事業分	担い手集積加 算事業分		
産地づくり交付金		883,000	883,000				
稲作構 造改革 促進交 付金	基本部分	0		0		0	0
	担い手集 積加算	0			0		0
計		883,000	883,000	0	0	0	0

記入上の注意

活用額の欄は、都道府県協議会からの配分額を基に、地域協議会の判断でそれぞれの事業の活用する額を記入すること。

( 2 ) 用途ごとの活用計画

( 単位 : h a、円、円 / 1 0 a )

用途 の分類 (記号 番号)	助成金の用途の名称	助成対象 面積	活 用 額				計	助成 単価	支払 時期	備考	
			産地づくり事 業	産地づくり特別加算事業		稲作構造改革 促進事業					担い手集積加 算事業
				基本部分から の活用額	担い手集積加 算からの活用 額						
7 C 3	地域特産物販売促進活動		252,000	0	0		252,000		随時		
2 C 3	米消費拡大・販売促進活動		60,000	0	0		60,000		随時		
7 D 3	協議会運営費		571,000	0	0		571,000		随時		
	米価下落等の補てん (基本部分)	0									
	米価下落等の補てん (担い手集積加算)	当年度分	0								
		(前年度分)	0								
	計		883,000	0	0	0	883,000				

記入上の注意

- 1 助成金の用途の名称の欄は、各用途ごとに記入すること。
- 2 前年度までの担い手集積加算の未払い分がある場合には、その欄に記入すること。

( 3 ) 産地づくり事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業及び産地づくり特別加算事業の内容等

産地づくり事業及び産地づくり特別加算事業の各用途ごとの内容等

(ア)

助成金の用途の名称	協議会運営費
用途の分類 (記号番号)	7 D 3
具体的内容 [ 支出の項目 ]	1 助成要件を確認するために必要な経費、協議会の運営を行うのに必要な経費等について支出を行う。
効果	協議会運営費を活用する事により、交付金の用途の範囲の適正な助成金の交付及び水田農業ビジョンの進行管理等効率的な協議会運営の執行が図られる。
助成要件 [ 支出の対象 ]	1 協議会の運営を行うのに必要な経費 謝 金：水田農業推進協議会出席謝金 事務等経費 会 議 費：水田農業推進協議会開催に係る会議費 通信運搬費：郵送代 消耗品費：協議会事務経費

<p>確認方法</p>	<p>1 協議会の運営を行うのに必要な経費          謝 金：会議開催通知、受領書、出席者名簿          事務等経費          会 議 費：会議開催通知、出席者名簿、領収証          通信運搬費：領収証          消耗品費：領収証          備品費：領収書、見積書</p>
<p>助成水準          [ 積算根拠 ]          ( 助成額の算定方法 )</p>	<p>1 協議会の運営を行うのに必要な経費          謝 金： 5,360 円 × 8 人 × 2 回 = 85,760 円          事務等経費          会 議 費： 150 円 × 18 人 × 2 回 = 5,400 円          通信運搬費： 80 円 × 18 人 × 2 回 = 2,880 円          料金後納郵便費 40,000 円          消耗品費：              ファイル 30,000 円              アンケート用葉書 10,000 円              紙代 5,000 円              パソコン用インク 30,000 円              筆記用具 1,960 円          備品費：パソコン本体 260,000 円              基本ソフト 50,000 円              マイクロソフトオフィス 50,000 円</p>
<p>単価調整の方法</p>	<p>当初計画を上限とする。不足が生じた場合は、他の用途の余剰を流用する。</p>

<p>助成金の用途の名称</p>	<p>地域特産物販売促進活動</p>
<p>用途の分類          ( 記号番号 )</p>	<p>7C3</p>
<p>具体的内容          [ 支出の項目 ]</p>	<p>1 地域特産物販売促進活動に要する経費を支出する。          水田を活用した農産物の産地づくりの推進として、転作に大きく寄与している地域特産品のいちじく、また、地域特産品としての確立を目指しているプチヴェールの産地づくり、販売促進活動に要する経費を支出する。          ・いちじく・プチヴェールのブランド化・販売促進活動。          なお、実施に当たっては、市内産直施設、農業協同組合等関係者と連携し実施する。</p>

効果	水田を活用した農産物の産地づくりの推進として、転作に大きく寄与している、地域特産品イチジク・プチヴェールの産地づくりに資する。
助成要件 [ 支出の対象 ]	1 地域特産物販売促進活動費 水田を活用した農産物の産地づくりとして、地域における転作に大きく寄与している果樹等であり地域特産品として生産振興が図られている品目（いちじく・プチヴェール）を始めとする農産物販売促進活動等に要する経費に対して支出する。 ・ 販売促進用出荷袋等を利用した販売を行うための経費 いちじくによる転作面積 97a プチヴェールによる転作面積 11a
確認方法	1 地域特産物販売活動費 領収書、袋・ラベルの現物
助成水準 [ 積算根拠 ] ( 助成額の算定方法 )	1 地域特産物販売促進活動費 販売促進費：出荷袋、ラベル（販売促進とブランド化を図る） プチヴェール出荷袋 179,000 円 (8,950 枚 × 20 円) いちじくラベル 73,000 円 (36,500 枚 × 2 円) ( 当初計画より実績が減少した場合 ) 次年度に繰り越して活用する。
単価調整の方法	当初計画を上限とする。不足が生じた場合は、他の用途の余剰を流用する。

助成金の用途の名称	米消費拡大・販売促進活動
用途の分類 ( 記号番号 )	2C3
具体的内容 [ 支出の項目 ]	1 米消費拡大・販売促進活動に支出する 「あいちのかおり」等地元産米の消費拡大並びに販売促進のために以下を行う経費を支出する。 ・ 尾張旭市農業まつりのイベントの中で、米消費拡大活動を行い、米に対する理解の促進を図る。 なお、実施に当たっては、市内産直施設、農業協同組合等関係者と連携し実施する。

効果	農地活用並びに食料生産に寄与し、地元産米に親しんでもらい、安全安心な地元産米の消費拡大並びに販売促進及び地産地消の推進にも資する。
助成要件 [支出の対象]	1 米消費拡大・販売促進活動 農業まつりのイベントで行う米消費拡大の取組に必要な経費 無料配布用の地元産米の購入代
確認方法	1 米消費拡大・販売促進活動費 納品書、領収書、報告書等の書類により確認する。
助成水準 [積算根拠] (助成額の算定方法)	1 米消費拡大・販売促進活動 尾張旭市農業まつりにおける米消費拡大 販売促進費：地元産米のPR(無料配布等)に係る経費 60,000円 (3,636円(10kg/袋)×16.5袋) (配布：550g×300人分) (当初計画より実績が減少した場合) 次年度に繰り越して活用する。
単価調整の方法	当初計画を上限とする。不足が生じた場合は、他の用途の余剰を流用する。

#### 記入上の注意

- 「(ア) 産地づくり事業及び産地づくり特別加算事業の各用途ごとの内容等」については、各用途ごとに作成すること。
- 助成金の用途の名称の欄は、産地づくり事業に産地づくり特別加算事業を上乗せで実施する場合は、地域協議会が実施する用途の名称の後に、【産地づくり特別加算事業分】と記入すること。
- 用途の分類の欄には、交付金の用途の範囲、助成種別、助成方法によって分類することとし、記入にあたっては、別表の区分に従い対応する記号番号(1つの助成金の用途の名称に複数の用途の分類記号番号で区別される内容が含まれている場合は、原則として複数の記号番号)を記入すること。
- 具体的内容の欄は、どのような取組に対して助成金を活用するのかが明らかになるように、具体的に記入すること。(協議会自らの活動に要する経費か、農業者その他産地づくり計画書において助成の対象となり得る者への助成に要する費用かを明記すること。さらに、農業者その他産地づくり計画書において助成の対象となる得る者への助成に要する費用の場合には、経費助成なのか、その他奨励的な助成なのかを明確にすること。)
 

なお、産地づくり特別加算事業は、助成金等の交付に関する事務に要する経費及び地域協議会の運営に係る経常的な経費を内容とする用途には活用できない。また、産地づくり特別加算事業のうち担い手集積加算分からの活用は、産地づくり事業の担い手への育成に視する用途に限定されていることに留意すること。
- 効果の欄は、当該用途の種類に活用した際に得られる効果が、
  - 地域水田農業ビジョンに掲げた目標の達成に寄与しているか
  - 用途の分類の欄に記載する番号の内容に照らして適当かどうか
  - 水田環境等の良好な保全に寄与しているかどうか
 といった観点から記入すること。

また、使途の分類の欄に記載する番号が複数ある場合には、それぞれの内容に照らして適当かどうかを明確に記入すること。

- 6 地域協議会が自らの活動に要する費用については、助成要件の欄には対象となる経費の種類（別紙 1 1 の内容の欄に掲げる経費に分類したものをいう。）とその具体的な内容を記入すること。
- 7 [ ] は助成金等の交付に関する事務に要する経費及び地域協議会の運営費に係る経費その他地域協議会が自ら行う活動に要する経費を記入する場合に読み替える項目名である。
- 8 前年度の取組に対して、今年度の地域協議会助成事業を活用して助成する場合は、「( 1 ) 総括表」及び「(ア)産地づくり事業及び産地づくり特別加算事業の各使途ごとの内容等」にその旨明記すること。

#### 4 需要量に関する情報

##### ( 1 ) 市町村から第三者機関的組織への需要量に関する情報の提供

都道府県から市町村への需要量に関する情報	市町村が情報提供した第三者機関的組織別の需要量に関する情報の計	
		生産数量目標の補正
202	202	
合 計	202	

##### ( 2 ) 第三者機関的組織から認定方針作成者への需要量に関する情報の提供

市町村から第三者機関的組織への需要量に関する情報	第三者機関的組織が情報提供した認定方針作成者別の需要量に関する情報の計	
		生産数量目標の補正
202	202	